

令和3年度第2回食の安全安心と食育審議会

開催日：令和4年2月1日14:00～16:00（WEB開催）

※議事録作成にあたり、発言内容をそのまま文字に起こしておりますのでご了承ください。

【源田生活衛生課長】

失礼します。本日の司会進行を務めます、生活衛生課長の源田と申します。本日はよろしくお願いたします。まだ一部接続中の委員の方もいらっしゃるようですけれども、開会の前に、本日使用します、資料の確認をさせていただきます。令和3年度第2回の安全安心と食育審議会の次第と、その次第の下方に掲げております、資料1から4、具体的には資料1としまして食の安全安心及び食育の推進計画を踏まえた取り組み状況、これが資料1ですね。資料2-1としまして、食の安全安心推進計画第四次の概要、資料2-2といたしまして、パブリックコメント、意見等の概要と県の考え方、資料2-3食の安全安心推進計画第4次案の本文資料3-1、食育推進計画第四次の概要、3-2、パブリックコメント意見等の概要と県の考え方、3-3、食育推進計画第4次案の本文、資料4、各推進計画第四次の策定スケジュール以上、資料1から4の資料となっております。

また、説明の都度、画面で共有させていただきますので、どうかよろしくお願いたします。それでは、定刻より少し早いですけれども、予定の皆さんお揃いですので、ただいまから、令和3年度第1回、食の安全安心と食育審議会を開催いたします。開会にあたりまして、藪本健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。部長よろしくお願いたします。

【藪本健康福祉部長】

皆さんこんにちは。兵庫県の藪本でございます。食の安全安心と食育審議会の委員の皆様におかれましては、本日は何かとお忙しい中、今年度第2回目の審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から食の分野を初め、兵庫県の行政の推進について、色々とお世話になっていることに対しまして、この場を借りて厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

連日、加熱気味に報道されております新型コロナウイルス感染症についてでございますけれども、いわゆるオミクロン株による感染が拡大しており、本県は、1月の27日から、蔓延防止等重点措置区域に指定されております。引き続き、県民の皆さんや、事業者の方々に、基本的な感染対策の徹底をはじめ、様々なご協力をお願いをさせていただいておりますので、よろしくお願したいと思います。

さて、本日のこの会議もオンラインを活用して開催されておりますように、新型コロナウイルスは、我々の生活に大きな変化をもたらしております。食の安全安心、食育に関しましても、同様でございます。不要不急の外出自粛の長期化によりまして、外食する機会の減少、また、テイクアウトの活用など、自宅で食事をする回数の増加により、食生活を見直す機会となった一方、運動不足や、フレイルの増加の懸念など、新たな課題も指摘されているところでございます。

現在、それぞれの部会でご協議いただいております新年度からの新たな計画につきましては、パブリックコメントの結果も踏まえた案を作成いたしました。これらは、コロナによる影響や課題も十分踏まえた取り組みを推進していくものでなくてはならないというふうに考えているところでございます。

本日は、次第にもございますように、今年度までを計画期間といたします。現在の計画の取り組み状況を、ご報告させていただきますとともに、新しい推進計画の案につきましてご説明し、ご審議いただくことしております。委員の皆さんにおかれましては限られた時間ではありますが、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただきますことをお願いいたします。簡単で

ございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【源田生活衛生課長】

本審議会のご案内の通り、食の安全安心と食育に関する条例に基づき、開催しております。委員並びに行政の出席者は、お手元の名簿の通りで、本日は都合により、八木委員、中道委員、小寺委員、登里委員、西家委員が欠席されておりますが、本審議会の委員16名のうち、本日11名、過半数の出席をいただいておりますので、食の安全安心と食育に関する審議会規則第六条第2項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本審議会は、原則公開で行うこととしておりますので、本日の資料及び議事録につきましては、後日、ホームページ等により公表させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、今日の審議会は、Web開催になっております。事前に皆様方の音声はオフにさせていただいております。各委員からご意見をいただく際には、芦田会長から指名させていただく予定としております。指名を受けられました委員の方は、音声をオンにいただきまして、お名前を名乗っていただいた後にご発言いただきますようお願いいたします。また、ご発言の終了の際は、「以上です。」などと終わったことがわかるように、発言いただければありがたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、以後の進行につきまして、芦田会長をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

【芦田会長】

はい、源田課長ありがとうございました。それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。先ほどの藪本部長からのご挨拶に参りましたように積極的なご意見をお願いいたします。

それでは早速、2議事の(1)報告事項の食の安全安心推進計画、第三次及び食育推進計画第三次に基づく施策の取り組み状況についてご報告になりますが、事務局のほうから願います。

【福永食品安全官】

はい、まず、食の安全安心推進計画の12月までの取組状況について、報告させていただきたいと思っております。資料1を、ご覧いただきますようお願いいたします。この資料につきましては、関係各課で実施した、今年度12月末現在の状況について示しております。主なものについてご紹介させていただきます。

まず最初に、今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、当初計画をしておりました事業がその通り実施できなかったもの、あるいは方法などを変えて実施した事業などがいくつかございます。

1ページ目の(1)、農薬の適正使用の推進の農薬安全使用技術講習会につきましては、三地区で集合形式で予定していましたが講習会はすべて中止し、その代替として、受講申込者約600名の方に、講習会資料を送付するとともに、先月1月27日には、オンラインで約50名の方に講習会を実施し、農薬の適正使用の周知を図りました。

次に、イ 農薬等検査システムの充実の兵庫の農産物検査システムによる残留農薬検査につきましては、12月末現在408件実施し、基準値の超過は認められませんでした。

次に、2ページの(2)、安全安心な畜産物の生産の推進のイ 家畜伝染病予防対策の実施では、鳥インフルエンザモニタリング検査を実施した21農場では認められませんでした。残念ながら、昨年11月、県内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。本日は詳細な報告は省かせていただきますが、昨年度に引き続き、この冬も全国各地で発生しておりまして、昨日時点では、九つの県で関連農場も含めて15事例の発生が報告されているところでございます。

続きまして、4ページ、下段の、(5)食品営業施設等への監視指導の推進です。改正食品衛生法が昨年6月1日から完全施行されたことに伴い、営業許可施設、営業届出施設のHACCPに沿った衛生管理の実施状況などを確認するため、食品衛生監視指導計画に基づきまして、食品衛生監視員が施設に立ち入り、監視指導を行っているところでございます。例年であれば、すでに年間目標を超える施設数を計上しているところではございますが、やはりコロナの影響もあり、計画通りには進んでないところでございます。

次に5ページ(7)HACCPに沿った衛生管理の推進です。今年度の県版HACCP認定件数は、12月末までに新規で2件、廃止が5件、合計42件、国の承認件数につきましては、制度の廃止に伴い、現在8件となっています。県の認定件数につきましては、昨年度からの新規認定の合計が6件に対しまして、廃止が10件と、昨年度から廃止数が上回っており、この理由につきましては、事業者の商取引関係上、民間認証へ移行する事業者が増えたことによるものです。しかしながら、小規模な事業者さん、中規模を含めた事業者さんからは、申請相談等も一定数ございまして、やはり衛生管理のステップアップを目指す事業者へのツールとして、継続して推進して参りたいと考えております。

次に、6ページ、(8)食品営業施設における自主衛生管理の促進の食品衛生責任者養成講習会につきましては、12月末までに2,246名の方が受講され、そのうち、オンラインによるeラーニングによる受講者は833名でございました。続きまして、(9)食中毒の未然防止対策の推進です。7ページをご覧ください。指標としております、学校給食、大量調理施設、また、家庭における自然毒による食中毒事件の発生はありませんでした。参考ですが、令和3年1年間の県所管分の食中毒発生件数は4件、県内の保健所設置市を含めると、合計14件で、令和2年よりも4件減少しているところでございます。全国の発生件数も1月4日までに報告された速報値ですけれども、527件と、令和2年と比較しても、300件以上、減少しております。これはやはりコロナの影響によると思うところでございます。

では、少し飛びまして次に11ページをご覧ください。(3)リスクコミュニケーションの普及推進です。食品の安全性に関する啓発、知識普及の推進では、食の安全安心出前講座につきましては、感染防止対策を徹底した上で、12月末までに121回、3,445名の参加者に、食の安全安心に関する講習会を開催させていただきました。次に12ページをご覧ください。地域における食の安全安心フェアの開催につきましては、多くは夏場に計画しているため、やはりコロナの影響により中止した地区があり、12月末現在では、2箇所で開催させていただきました。資料中の写真につきましてはコロナ発生前の風景でございますので、ご理解ください。私からの報告は以上となります。

【芦田会長】

ありがとうございます。1箇所確認なんですけど、5ページですかね、HACCPのところの新規認定と廃止の件数が書面と違う数字を言われたような気がしたんですけど、私の聞き間違いですかね。事例のところは2と5っていうのがあって、ちょっと違ってたと思うんですけど。

【福永食品安全官】

県版HACCPの新規認定は、令和3年度につきましては2件、廃止の5件ですが、昨年度、令和2年度の新規件数というのが実は4件ございまして、先ほどちょっと比較対象のために、廃止と新規との比較対象のために、6件という数字も申し上げさせていただいたところでございます。

【芦田会長】

はい、すみません聞きそびれていました。ありがとうございました。それでは、次に食育の方からよろしく申し上げます。

【健康増進課保健・栄養指導班 諸岡班長】

失礼します。保健栄養指導班の諸岡です。私の方から説明させていただきます。ご覧いただきありがとうございます。食育の推進につきまして、第三次計画に基づく施策の取組み、関係各課の取組状況など、12月末実績でまとめをさせていただいております。時間の関係上、手短にご報告させていただきます。

まず、取組みの柱というところの一つめの柱になります。若い世代を中心とした健全な食生活の実践として、健やかな発育基本的な生活習慣の形成の方を、朝ご飯ステップアップキャンペーン、また、親子でクッキングの開催の方を、コロナ禍であります工夫しながら、委員会の皆様を中心に、実施いただいております。

次に、3の学校における食育の推進というところになります。学校における食育の推進につきましても、食育研修会、昨年度実績は3会場219名でございましたが、今年度は6会場の実績でございまして、感染状況に留意しつつ、紙面、オンライン、集合形式での実施をされてます。

また、学校教育全体でおこなう食育の推進については、下線をしております、新たに高等学校での食育を推進していくということで、今年度、食育推進委員会が設置され、すでに2回の委員会を開催しております。

また、学校給食衛生管理推進研修会につきましても、昨年度は0会場ではございましたが、今年度は同じく感染対策をおこない、5会場実施済みということで報告を受けております。

健康的な生活習慣の定着についても、お米で部活応援を計画通り実施、大学生向け小食摂取プロジェクトも栄養士会を中心に計画通り実施されているとお聞きしております。

家庭の食育力の強化という点につきましては、子供食堂応援プロジェクトについて、令和3年度、計画15団体に対し、12月末時点で18団体の補助ということで報告を受けました。

取り組みの柱の2、健やかな暮らしを支える食育活動の推進につきましては、社食、おいしくヘルシー社食ごはんにつきまして、県庁食堂内で工夫をしながら、普及啓発等継続して実施しております。

また、高齢者のフレイル対策というところにつきましては、フレイルハイリスク者へのアプローチ強化の実施ということで令和3年度は、フレイルチェックで把握されたフレイルハイリスク者に対する医療専門職による個別支援につなぐ仕組みを構築し、産官学の連携強化によるフレイル対策の強化を進めています。特に、県立まちぐるみ研究所と連携しながら、身体の中の筋肉のバランスなどを測定する特殊な機械なども使いつつ、体操の方を進めていると同時に、(ウ)のところにあります、フレイルアセスメントアプリということで、フレイルチェックの方を実際に携帯のアプリなどで気軽にできるようなツールを今開発しており、3月よりモデル運用していくという流れになっております。

12健康福祉事務所で実施をしていただいております、すこやか食育プロジェクトにつきましても、計画通り進捗しております。それぞれの地域の課題に応じて、食育の関係者と幅広く連携しながら、地域の食育推進に向けて取り組みを進めているところです。

食生活改善講習会いずみ会につきましても、12月末現在、計画通りで実施を進めております。食の健康協力店、飲食店についてはなかなかこの協力店の登録数が、コロナ禍の中で伸び悩んでいるところでもありますけれども、着実に1店舗ずつ増やしているという状況です。

柱の3食や農に積極的に関わる活動の推進につきましては、消費者と生産者が支え合う県産県消の推進を行うとともに、令和3年度の取組みといたしまして、親子の農業体験教室、お米作り、黒大豆作り、いずれも12月末現在で、予定通りの回数、また、ご家族の方のご参加をいただいているところでございます。

地域色豊かな食文化の継承と創造についても、地域家庭の伝統料理講習会、婦人会の方で実施をしていただいているものも計画通りの実施の方を報告いただきました。また魚食の普及につきましても計画250回に対し、現在240回というところで積極的に進めていただいているところであります。

4、食育推進のための体制整備というところについてはいずみ会のリーダー養成講座の方が、計画17講座に対して、コロナ禍の中というところで講座を中止された健康福祉事務所の方がございまして、現在7講座48名の修了を予定しているところです。

食育推進計画につきましては、本県41市町すべてで食育の推進計画が策定されております。10月には兵庫食育月間というところで食育絵手紙コンクールを実施し、今年度は主食主菜副菜の揃ったおうちごはん、私が伝えたい食育メッセージ、この2つのテーマで募集し、応募作品2,388作品で、食育絵手紙コンクールをスタートした平成24年から、最もたくさんの数をいただきました。

ごはん食、おむすびコンテストの方も農林部局を中心に計画的に進めていただいております。令和4年2月12日、まもなく開催になりますが、お米ごはん推進フォーラムの方が予定されております。

その他、消費者教育を通じた食育の推進という点におきましても、消費者団体連絡協議会の方で現在20回講習会を実施していただいております。

また、最後になりますけれども、(3)兵庫食生活実態調査というところで今年度、10月から11月にかけて、県民の方に食生活調査を実施させていただき、1,041名の方のご回答いただき、いま現在集計しているところでございます。以上の食育推進計画のほうになりました。ありがとうございます。

【芦田会長】

はい、ありがとうございます。それでは、三次計画の進捗報告、12月末のデータが多いと思いますが、事務局からご説明ありました内容につきまして、ご質問やご意見をいただきたいと思っております。県の方におかれまして以上に、コロナ禍で大変な中、ご尽力を賜りまして、かなり計画に沿った分だけ、実施がされていると思っております。ありがとうございます。どなたかご意見ございますでしょうか。

【岩井委員】

食の安全安心推進のほうの5ページのHACCPに沿った衛生管理の推進という項目をご説明いただきました。その中で、法律でHACCPは義務づけられた訳ではありますが、いわゆる義務づけられているHACCPと、国版HACCP、それから県版HACCPの関係が、どういう関係に成り立っているのかどうも分かりづらい、分かりにくいというふうに思います。この辺の関連性っていうのは、何かもう少し分かり良い表現ができないものだろうかというふうに思います。

【芦田会長】

はい。事務局の方、いかがでしょうか。

【福永食品安全官】

はい。岩井委員ありがとうございます。お手元の資料5ページのピラミッドの形の絵を見ていただくと助かるのですが、この底辺の部分からステップ1、ステップ2と言われ、下が一般衛生管理による施設、次はHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の施設、ステップ2がHACCPに基づく衛生管理による施設、ここまでが、今回の法改正で、原則全ての食品等事業者の方々に義務づけられたHACCPという位置付けになります。

ただし、小規模な事業者の方々等につきましては、ステップ1までの考え方を取り入れた衛生管理だけ、例えば50人以上の大規模な事業者さんにつきましては、ステップ2の基づく衛生管理が求められています。

県版HACCPにつきましては、黄色の部分で示しております部分になりまして、さらに、上乘せされた部分になりますので、法律上の定義からいけば、ステップ2までを満たしておけば、法律

に遵守しているということになるかと思えます。国の承認制度のHACCPにつきましては、すでに令和2年5月末現在で制度は廃止されておりますので、現在は令和2年5月までに更新した施設は3年間の有効期間がございますので、再来年までは、自ら承認制度を廃止しない限りは、そういった施設が残るという流れになるかと思えます。以上です。

【芦田会長】

はい、ありがとうございます。岩井委員、よろしいでしょうか。

【岩井委員】

県版HACCPの説明されている意義がですね、計画の中に入っております用語解説の中にですね、何を目的に、どういう意義を持って設立されているのかがちょっとわかりづらい状態になっているというふうに思うんです。ちょっともう少しわかりやすい表現ができないだろうかというのが、私の思いです。以上でございます。

【芦田会長】

はい、ありがとうございます。事務局の方、何か追加のコメントございますか。

【福永食品安全官】

まず岩井委員の方から仰っていただきました次期計画等の用語解説の方につきましては、今一度、どういった表現ができるかは検討させていただきたいと思えます。

ただ、県版HACCPそのものの意義というのは、これは平成14年に遡るんですけども、その当時国の承認制度しかなく、こういった制度が県でも何かできないかということで、国が承認している規模の事業者さん以外のところで、県内の中小規模の事業者さんに対して何かインセンティブが与えられるものがないかということで、県版HACCPの認定制度をスタートした経緯がございますので、この部分につきましては、現在もやはり重要といたしますか、現在も要望もございますので、引き続き推進して参りたいと思えますが、先ほど申したとおり、規模の大きい事業者にとってはやはり商取引上民間認証の方に切り替わっていくという事業者も、やはり増えて参りましたので、この辺は法律上の義務化された部分と、県版HACCPという部分につきましても、今しばらくは様子を見ながら、各事業者さんの要望に答えるべきことは答えるという形で進めさせていただきたいと思っております。以上です。

【芦田会長】

要は裾野を広げていくっていうところで意味はあるんだけど、国との間での狭間にあって、ちょっと難しいところもあろうかというところなんですけど、引き続き進めていただければと思います。他の皆様方から…はい、伊達先生ですね、伊達委員よろしくお願ひします。

【伊達委員】

伊達でございます。食育推進ですけれども、大変な中、この食生活実態調査をしていただきまして、非常にご苦労なさったと思えます。新しい目標値を立てるという部分がありますので、お尋ねしたいんですけども、今回の有効回答数が回答率47%で、今までの回に比べて割合が低い、回答率が低いと思えます。それで、人数が少ないのに（回答率の）地域差というのがあったんではないでしょうか。

【健康増進課保健・栄養指導班 諸岡班長】

今、まさに集計をしているというか、とりまとまったところで、回答数の地域差ということに関しまして言いますと、やはり都市部のあたりは、回答数が少なかったというふうになっており

ます。やはり、コロナ禍っていうところで、これまで対面で調査依頼ができていたものが、郵送依頼あるいはポストイン依頼というところで工夫をしながら、実施をしたわけでございますが、有効回答率については、前回よりも約7、8%ぐらいは落ちているというふうな状況です。

地域っていう辺りのところの人口比だったりとか、あるいは年齢構成というあたりのところは、最終集計をして公表する際には、考慮してアンケートは集計していきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。このアンケートについては、地域差を見るということまでは、元々の母数が少なくございますので、全県としての値を見るという形で使っていく予定としております。以上です。

【伊達委員】

ありがとうございました。

【芦田会長】

はい。ありがとうございました。この三次計画の進捗に関しては、今動いてるわけで、年度末まで動く形になります。おそらく次の来年度の委員会でご報告があるのではないかと思いますので、その時にまたご議論いただければと思うんですが、今ここでもう一つ追加っていう方がおられましたら、一つぐらい受けてできるかと思うんですが、よろしいですか。

それじゃ、今日のメインの部分の4次計画の方に移っていきたく思います。では、(2) 審議事項 ア 食の安全安心推進計画第4次の案についてということで、事務局の方からお願いします。

【福永食品安全官】

はい、ありがとうございます。それではね、皆さん、A3の資料の2の1 食の安全安心推進計画の概要をご覧くださいませでしょうか。これまで、審議会、あるいは2回の推進部会等で委員の皆様からいただいたご意見、また、パブリックコメントの結果を踏まえました上で、第4次計画案を作成しております。まずは、その概要についてご説明して参ります。

まず、次期計画の構成につきましては、これまでも説明してきた通り、現3次計画を基本的に踏襲しております。この概要版の資料中では下線を引いているところが、新しく取り組むことなどを記載した部分となります。

第1章の推進計画の基本的な考え方では、計画策定の主旨に国際社会の一員として、SDGsへの貢献を見据えた取組みの推進を記載しました。

また、5の計画の推進体制では、県の責務として少子高齢化社会、人口減少が進行する中で、経済社会の両面から、担い手の減少が懸念されることから、食の安全安心に関する課題に適切に対応するため、食の安全安心について知識を持った人材育成を推進することを新たに記載しました。

次に第2章、食を取り巻く現状と課題では、食品表示の偽装として、県内では和牛と偽って交雑牛を販売したり、ブランド豚肉として偽って販売した事件が起きていることや、食品衛生法改正に伴って原則すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が制度されたこと、さらに三つ目の食品表示法につきましては、改正に伴いまして、原料原産地表示の義務化、さらに四つ目の食に関する情報の氾濫では、インターネットやSNS等の普及によりまして、県民が手軽に、情報の入手と発信ができる状況になったことで、これらの中には、食品の安全性に対して科学的根拠の乏しい情報等も含まれてることがございます。

さらに、6番目の県民モニターアンケートでは、「安全安心」、「どちらかという安全安心だと思う」という人の割合が8割ある一方で、約2割の方は、不安に思っているということがわかりました。

さらに、第3次計画の施策と取組み状況につきましては、概ね順調に進んでいることなどを踏

まえまして、第4次計画での重点課題を四つに設定いたしました。一つ目は食品等事業者のHACCPによる自主衛生管理の推進、二つ目は食品等事業者のコンプライアンスの徹底、三つ目は、健康危機管理体制の充実強化、四つ目に県民、事業者、行政のリスクコミュニケーションの推進これらの重点課題に対応するため、第3章の推進計画の基本方針として、三つの施策の柱を設けて取り組みます。

柱1は食品の安全性の確保、柱2は食品を介した健康被害の拡大防止、柱3は食への信頼確保をたてまして、次の第4章のそれぞれの施策展開によりまして、食品を取り巻く課題の解決を図り、県民誰もが安心できる食生活の実現を目指すこととしております。

次に、右側の第4章施策展開におきましては、下線部分が新しく取り組む施策になるのですが、その前に1 安全安心な農産物の生産の推進(3) GAPの取り組み推進につきましましては、下線を引いておりませんが、これまでも取り組みは進めてきて参りましたが、次期計画ではさらに推進するために記載しております。

次に、4、食肉の安全性の確保の推進(2) 食肉センター及び大規模食鳥処理場のHACCPに基づく衛生管理の実施状況の検証では、食肉検査員による外部検証として、衛生管理計画の実施状況、記録等の確認と、細菌検査を実施し、その結果を活用して、衛生管理の向上を図ります。

次に、6、食品の適正表示に関する監視指導の徹底では、令和2年に完全施行後も一部改正がその後も続き、先ほど申し上げた原料原産地表示や、遺伝子組換え表示制度などが今後随時施行されてまいりますので、(1) 食品表示法に基づく適正表示を推進すること、また、アレルギー体質を持つ方が増える中、県民の関心も高くなってきておりますので、総合的にやはり取り組む必要があることから、関係各課と連携して(3) 食物アレルギー対策の推進に取り組み、次に、8、HACCPに沿った衛生管理の推進(2) HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進では、食品等事業者が円滑に導入し定着できるように、規模や取り扱う食品の特性に応じて適正な助言・指導を図るとともに、(3) 食品衛生責任者及びHACCPリーダー育成の推進では、HACCPの導入定着に必要な人材育成を図って参ります。

次に、柱2、食品を介した健康被害の拡大防止。

11 健康危機管理体制の充実強化の(1) 国及び関係自治体との連絡体制の充実強化では、国の地方厚生局の管轄区域ごとに区域内の自治体等構成員として設置された広域連携協議会を活用しまして、国関係自治体と密接に連携を図り、健康危機管理情報の迅速な把握と広域的な食中毒事案等への対策を強化し、次に、柱3食への信頼確保、15リスクコミュニケーション推進の

(4) 食品の安全に関する食育推進では、県民自らが安全な食品の判断ができる力の習得と、食品口の削減に向けた取組みなど食育推進計画と連携して取り組んで参ります。

続いて、A3概要の2枚目の方に、指標と目標について記載しております資料がございます。まず左側の方につきましては、現計画3次計画の指標と目標、右側が第4次計画になります。16指標のうち、第3次計画から継続して取り組む指標につきましましては、白抜きの部分になりますが、②の環境創造型農業から③④⑥⑧⑨⑩⑬の八つの指標で、これにつきましては継続して取り組むということで、その考え方は右のほうに記載させていただいております。一方ですね、新規に取り組む指標につきましましては、全部で七つで色付けをしているものになりますが、一つ目は①の農薬の適正かつ効率的な使用について、指導的役割を担う人材を育成するための農薬管理指導士の有効認定者数を、二つ目は⑤の食肉センター及び大規模食鳥処理場におけるHACCPに基づく衛生管理の実施状況を検証するための年間細菌検査回数を、三つ目は⑦の食中毒発生リスクが高い施設及び大規模食中毒の発生の未然防止を図るための年間目標監視回数の達成、四つ目は⑩の食品等事業者に対する食品衛生の知識等の向上を図るための食品衛生講習会の年間受講者数を、五つ目は⑫の過去15年間の平均食中毒事件数から年間の事件数を約50%程度にする。六つ目は、⑭流通食品の安全性を確保するための、高感度かつ迅速な分析方法の開発、七つ目は⑯リスクコミュニケーションの普及推進を図るため、県民に対する講習会等の年間参加者数を、そして最後に⑮につきましましては、生鮮の県認証食品の県内流通割合から、認証食品認証数として対象を変更い

たしましたので改変する形で、指標立てております。

また、この新規の指標につきましては、目標設定するにあたりまして、特に⑪⑫⑯につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度の現状値が、例年より極端に少数になったため、過去の発生件数や受講者数、参加者数の平均を基準値として目標を設定しております。

次に、資料のA3版で第3次計画、参考として第3次計画から第4次計画に改定した主な改正点を整理した資料がございますが、時間の関係上、今日は説明は省かせていただきます。後でまたご覧いただけたらと思います。

それでは、パブリックコメントの結果及び意見に対する考え方について説明して参ります。資料の2-2、それと資料の2-3、本文も少し用意していただけますでしょうか。まず、資料2-2のほうからですが、パブリックコメントは昨年12月24日から1月13日まで実施し、4人の方から6件のご意見をいただきました。いただいたご意見は、すべて第4章の施策展開に関することでございます。また、いただいたご意見に対しては、すでに織り込み済みとしているのが3件、意見を踏まえて反映したものが2件、その他1件という形で分類させていただいております。

まず一つの意見としては、1の安全安心な農産物の生産の推進についてです。これにつきましては、病虫害の発生予測に関するご意見で、県の対応が遅れてるんじゃないかというご意見でしたけれども、県としては、限られた人員の中で、関係機関と協力し、調査方法も工夫しつつ、調査精度の向上と平準化を図っておりますので、すでに対応は盛り込み済みであるという考え方をしております。

次は4の食肉の安全性の確保の推進でございます。これにつきましては、指標のたて方として、検査項目と検体数を乗じた延検査件数を目標に設定したほうがいいのかというご意見をいただいておりますが、外部検証につきましては、食肉検査員が、施設が作成した衛生管理計画に基づく実施状況を定期的に確認する、あるいは記録等の確認の上、改善指導も含めた指導も行っておりますし、細菌検査につきましては、客観的な評価をする上で検査をしてるんですけども、検査回数の方が重要であると考えておりますので、引き続き指標の変更はいたしません。ただし、本文中の資料の中で、細菌検査項目の内容につきましては、追記させていただく予定でございます。

次に、6の食品の適正表示に関する監視指導等の設定につきましては、アレルギー体質をもつ子供さんがたくさん増えてきている事に対する対策の強化を要望するものでございます。これにつきましては、すでに関係各所とも連携して取り組むことも盛り込んでおりますので、盛り込み済みという対応にしております。

次に、HACCPに沿った衛生管理の推進につきましては二つご意見をいただいております。一つは、人材育成に関するところで、食品等事業者に行う食品衛生講習会についての内容説明等が十分ではないというご意見をいただいております。これにつきましては、本文の現状の中に追記をしております。また、施策展開の中にも、こちらに書いておりますとおり「円滑に導入定着できるよう」の後に「食品衛生講習会を開催するほか」を追記させていただいております。

次に、HACCPに関しては、小規模な事業者への支援といった要望がございまして、これにつきましても、現在も執り行っておるんですけども、引き続き丁寧に支援して参りたいということで、盛り込み済みの対応ということにしております。

最後に、食の安全に資する研究のページにつきましては、現在、基準に設定しております30の事業について内容がわからない。どこを見たらいいのかというご意見でしたが、すでに、県の農林水産技術センターのホームページ等でも公表しております。ただ、今回のご意見に関しては、この結果を返すにあたって、30の取組み事業一覧を示させていただいてるところでございます。パブリックコメントにつきましては以上となります。

続きまして、資料2-3の計画本文につきましては、先ほど申し上げた内容以外に、事務局で修

正した部分がございます。冒頭、緑のマーカーで修正した部分を分かりやすくしております。3ページをご覧くださいませでしょうか。3の計画の位置づけのところでは以前は、21世紀兵庫長期ビジョンと記載しておりましたが、この3月から兵庫ビジョン2050に改定されることから、こちらの表現に変えております。

続いて5ページを開いていただけますでしょうか。3の(3)の食料消費の動向につきましては、令和2年の家計調査年報が公表されましたので、令和元年から時点修正させていただいております。次に、19ページ(3)GAPの取組み推進については、表現を修正させていただいております。

また、20ページ、安全安心な畜産物の生産の推進の現状につきましては、アニマルウェルフェアに配慮の文言を追記させていただいております。次に、24、30、31ページは、先ほどのパブリックコメントの結果を踏まえた意見を反映したものを追記しております。

また、35ページを開いていただけますでしょうか。10食の安全に資する研究の推進では、(1)の農林水産物の安全性確保に資する試験研究の推進の後に括弧書きで農薬化学肥料の低減比率、貝毒の安全対策等を追記させていただいております。

また、40ページを開いていただけますでしょうか。15リスクコミュニケーションの普及推進の現状に、食に関する情報の氾濫に関する表現が、現状に記載がなかったので追記させていただいております。最後に、49ページの用語説明につきましても、先ほどの兵庫ビジョン2050の説明を修正させていただいております。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

【芦田会長】

はい、ありがとうございます。それでは、今ご説明いただきました食の安全安心推進計画第4次案について委員の方々からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。はい、柳本委員よろしくお願ひします。

【柳本委員】

柳本でございます。よろしくお願ひいたします。2点あるんですが、資料2-2の今回のパブリックコメントが、4人の方から6件のご意見、それに対する県の考え方、あるいは反映されるというようなことをご紹介があったんですが、この12月24日から1月13日の期間に、この内容に対して4人で6件っていうのは、すごい貴重なご意見なんですが、多いのか少ないのか、こんなもんなのか、案件にもよるとは思うんですが、微妙な数字やなというふうに思いましたので、4人6件という件数そのものは、どんなご評価なのかなという、一般的な実態を知るという意味でのご質問でございます。支障の範囲でお答えいただければと思います。

もう1点が第4次計画の中の18ページ、19ページあたりので、安全安心な農産物の生産の推進というあたりで、ポジティブリスト制度の運用云々、さらには19ページに、施策として4点、きっちりと明快に掲げておられます。実際に食品工場をやるに際してもですね、当たり前のことがきっちりと徹底実践されてることの必要度が、当たり前ですが、非常に高いなというのを実感する場面が非常に多いもんですから、改めてですね、この辺の施策4の徹底実践を現実にも漏れなく、推進できるようにですね、我々も努力せなあかんし、ここらの推進にあたってですね、方針の徹底推進が各現場でなされているということへの推進のまとめというか、その辺が、割と大事やなというのを痛感するばかりで、この辺の大事さを痛感しておりますので、この辺の徹底実践への推進ということに関して、やれることを、我々もやると同時に、こういう推進にあたって考えればなという、ちょっと言い方が的を得ていませんでしたが、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

【芦田会長】

はい、ありがとうございます。あれですね、施策展開の柱1の部分ですね。県の方、いかがでしょう。

【福永食品安全官】

柳本委員ありがとうございます。まず一つ目のパブコメの数の件につきましてですが、前回3次計画を作成する際にいただいたご意見というのが大体10件ぐらいでした。食育のほうが今回ちょっと多いです。私どもの計画、4回目の改訂になるんですけども、概ね大体10件前後のところっていうのがこれまでの水位かなというふうに受け取っておりますので、一定程度意見をいただいたというふうに感じております。それと、二つ目の農産物の生産関係含めて、食の安全安心は関係各課も含めて、推進して参りますので、ここに書いてあるもの以外のこともまだ沢山、それぞれ原課で対応しておりますので、また必要に応じて皆さん方にも情報提供させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

【芦田会長】

はい。それでは他にございますでしょうか。いかがでしょうか。

【岩井委員】

岩井です。すいません。よろしくお願ひします。先ほどパブリックコメントの中にですね、アレルギーの問題が出ておる訳ですが、その中の、一応県の方の回答にですね、一応正しい普及だとか、あるいは情報提供とかで取り組んでますということですが、やはり現在のアレルギーに対する考え方っていうのは、アレルギー事故を未然に防ぐという対応をこの計画の中に入れられないかと思うんです。その時にですね、先ほどの第4次の中では、柱1の中に、アレルギーは食品の適正表示っていう項目の中に入っているんですが、むしろ適正表示を徹底させるだけでは事故を未然に防ぐことができないというふうに思います。そうしますと、むしろ、下のほうに総合的な食品の安全性確保っていう項目の、9番は食中毒の未然防止ですが、むしろその下にですね、アレルギー事故の未然防止対策っていうものを設けてですね、その中に表示の問題と、もう一つは、例えば飲食店の事業者が情報をきっちりと聴取することによって、事故を防ぐというふうな項目にしないと、表示だけの問題ではないんじゃないかなっていうふうに思います。アレルギーはこれからますます、パブリックコメントにあるように大きな問題になってくる、健康に重篤な問題になってくるというふうに思いますので、そういう骨組みの部位についても考えていかなきゃいけない時期に来てるかなっていうふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

【芦田会長】

はい、ありがとうございます。県の方、今のご意見に対しまして何かございますでしょうか。

【福永食品安全官】

はい。岩井委員ありがとうございます。3次計画の策定時からアレルギーについて日頃らご意見をいただいとるところでございますので、今回、4次を作成するにあたりまして、アレルギー対策というのはもちろん、食の安全安心の推進の中では、事業者への指導というのは私どもの大事な事業であるというふうに感じておりますし、これまでも、あるいはこれからも、引き続き表示を含めて、情報提供も含めた指導も推進してまいります。今回新たにですね、県の別の課の方で、こういったアレルギー疾患対策推進計画というものが策定されておまして、ここと連携して、医療機関も含めて、あるいは学校関係も含めて幅広く総合的に取り組むというのを、初めて明記させていただいております。ですので、今回はこの中で、しっかりと連携しながら進

めて参りながら、次期計画を含めたところでは、どういう形がいいのかも含めて、また、さらに検討も進めて参りたいと思いますので、ご理解あるいはご協力をよろしくお願いします。さらに、いろんなご指導ご鞭撻をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

【芦田会長】

はい、ありがとうございます。岩井委員よろしゅうございますでしょうか。

【岩井委員】

今現在、多くの、特に大きな大手の宿泊施設、あるいは食堂施設等におきましては、事前にお客様からアレルギーの情報を先に取り入れ、事故を起こさないような対策を講じている訳であります。まだまだ一般的な小さな飲食店等では、そういった項目ができておりませんので、そういった項目を指導していくような、方向性が必ず必要ではないかなというような思いがいたします。食中毒と違いまして、アレルギーの事故は、保健所への届出があるのかないか、よくわかりませんが、多分統計はとりにくいのかなというふうな気がするんですが、何か客観的な、そういう事故の状況みたいなものを把握する方法ができれば、防止の方向になるのではないかなと思いますので、そういったことも含めて、今後課題としてご検討いただければと思います。

【芦田会長】

はい、ありがとうございます。県の方は、そういう点を踏まえて、いろいろとご検討いただければと思います。他、ご意見ございますでしょうか。

【濱田委員】

公募委員の濱田です。20ページのところで、安心安全な畜産物の生産の推進というところで、新しく追記したという、アニマルウェルフェアという言葉なんですけれども、すごく昨今の問題を取り入れていただいて良いなと思ったんですが、定義があるのであれば、資料の用語解説として入れていただくのがいいのかなと思いました。どうしても片仮名語の解釈とかニュアンスは伝わりにくいと思うので、ここの部分が用語解説であると、より伝わりやすくなるのかなと思いました。以上です。

【芦田会長】

はい、ありがとうございます。県の方いかがですか。

【福永食品安全官】

はい、ありがとうございます。用語解説の方に追記していきたいと思います。

【芦田会長】

はい、現時点でアニマルウェルフェアっていうのはどういうふうに考えてるっていうのは、県の方で何か一言伝えていただけると嬉しいですけども。

【福永食品安全官】

はい。これは今、畜産物の関係の方に書いてあるんですけど、私ども生活衛生課の中では、動物行政というものも行っておりますので、動物福祉という観点での考え方がベースになっておりますので、そういったことが用語の中にも触れることができればなと思っております。県の畜産課とも相談しながら用語の方、工夫したいと思います。

【芦田会長】

はい、ありがとうございます。他、いかがでしょうか。特にございませんか。4次計画に関しても、資料2-1にあるような、指標と目標というものに対して、どんだけ、いろんなことがされるかというのが、出てくると思いますので、それからでもいいと思うんですけど、若干こういう指標のところでは、100%という数字は、達成可能として、入れることができるものもありますけど、なかなか難しいものもあつたりするので、ちょっと考えていただいてもいいかなっていうふうな気もします。ていうことをコメントだけしておきます。委員の方々から何か、よろしいですか。安全安心の部会長の三宅委員何かございますか、特にございませんか。

【三宅委員】

大丈夫です。

【芦田会長】

はい、わかりました。ありがとうございます。それでは貴重なご意見ありがとうございます、次は食育の方に移りたいと思います。(2)の審議事項 イですね、食育推進計画第4次について、事務局お願いします。

【健康増進課保健・栄養指導班 諸岡班長】

よろしくお願いたします。兵庫県食育推進計画(第4次)につきまして、画面の方は概要の方を示させていただいております。食育推進部会2回を経まして、こちらの概要をパブリックコメントのほうでたてさせていただきました。食育推進計画基本理念といたしましては、こちらにございます通り、心身の健康の増進と豊かな人間形成、明るく心地よい家庭の実現というところで、前回の第3次計画より、この「心地よい」という言葉のほうを部会の委員からご意見いただき、基本理念に入れさせていただいております。コンセプトとしては、令和の新時代、人生100年時代を健康で心豊かに生きるための食育という形にさせていただいております。基本方針、全ての県民が食育活動を進め、元気な地域を作る。県民が生涯にわたり、健全な食生活を実践することができるよう、全ての関係者で持続可能な食を支える環境の整備を図る。兵庫らしさを活かし、新しい生活様式やデジタル化に対応した食育を進めるということで、これらの3つの基本方針を打ち出しております。

計画の方は令和4年度から令和8年度までの5年間と致しまして、これらの計画にたった食をめぐる現状については、ご覧のとおりです。特にコロナ禍の影響の中で、自宅で食事をする機会の増加に伴い、中食、惣菜弁当の食べる機会が増加したこと、あるいは共食や外食利用は減少したけれども、それに伴い、食を通じたコミュニケーション機会も減少したこと、新しい生活様式と社会のデジタル化の進展、これら影響も踏まえまして、第4次計画における重点課題、あるいは取り組みの柱など整理をしております。

第3次計画の評価につきましては、23指標、31目標を達成状況、進捗状況に応じて5段階で評価を致しました。目標達成、概ね進捗、やや進捗、ご覧のA、B、Cの目標を達成した項目が、全体の74.2%が達成をしております。課題についてはご覧の通りです。

今後の展開方法としては、やはり多様な関係者と連携をしていきたい、生涯を通じた食育を推進したい、栄養面と環境面に配慮し持続可能な食育を推進したい。そして、新しい生活様式と社会のデジタル化っていうところになって参ります。キャッチフレーズの方は、ご覧いただいている漏斗のような形でありますけれども、こちらは、食で育む元気なひょうご“実践の「わ」を広げよう”ということで、人の輪(わ)、コミュニケーションをしっかりとっていきたい。そして、和食文化の和(わ)、環境の環(わ)、この3つの「わ」をしっかりと進めていきたいということ、今回の第4次計画のキャッチフレーズとしております。この中の心としては、人の輪(わ)はコミュニケーション、皆と一緒に食べる。また、林漁業体験、生産者と消費者の交流促

進、そして和食文化の和（わ）は和食文化の継承という中で、主食、主菜、副菜が揃う栄養バランスに優れた日本型食生活の推進。そして環境の環（わ）については、環境の調和ところで、地産地消、食品ロスの削減、エシカル消費の推進など、これら3つの「わ」を上手く連動ながら、組み合わせて、地域の中で食育を推進をしていくことで、誰ひとり取り残さない食育推進、まさに、SDGsの持続可能な開発目標というものを、食育推進における根底、ベースになるものという考え方の中で、第4次計画を進めていきたいと思っております。

現状と課題を踏まえまして、次期計画においては、ポストコロナに向け取り組むべき重点取組3つ設定してみました。一つ目は健やかな成長を育む食育推進、二つ目は地域で支えるフレイル対策、そして三つ目は、産官学連携による自然に健康になれる食環境づくり、とさせていただいております。これらの取組みに対しまして、四つ取組みの柱のほうをたてています。子供とその親、若い世代を中心とした健全な食生活の実践として、特に15歳から30歳代の若者や子供の親への食育推進。そして、若い女性への痩せ対策を進めていきます。施策の方向性としては、ご覧の5つの項目に合わせ、推進にあたっての主な指標のほうも、例示させていただきました。

朝食を食べる人の割合、これについては、第1次の計画より継続して指標させていただいております。新たな指標としては、学校における校内研修の実施率の増加。また、学校給食を活用し、地場産物について指導している小中学校の割合の増加というところを目標にしています。

取組みの柱の2、こちらは健康長寿の延伸と健やかな暮らしを支える食育推進というところで、壮年期のメタボ、そして更年期のフレイルの対策とあわせて、希望する人が、誰かと一緒に食べることのできる場、共食できる場のほうも作っていくと、健康に役立つ食環境づくり、社会の基盤として整えていくことで、地域社会全体で繋げる食育を進めていきたいと考えております。方向性としては五つ、壮年期のメタボ対策、フレイル対策、共食、そして食環境づくり、と併せて災害時の食の普及啓発、まさに災害として、コロナ等の感染症発生時、有事の際において、食の備えというものを、まずは家庭のほうにおいて備えていただきたいということを普及していきたいと思っております。指標としてはご覧のとおりになりますけれども、新しいこととしては、健康づくりに取り組む企業の数、また、オーラルフレイルに対応できる歯科医療、機関の数、そして、災害という点においても、備蓄をしている家庭は増えているけれども、中でも家族の構成、乳幼児や高齢者がいるか、あるいは、慢性疾患など家族の健康状態に応じて、非常用食料などを備蓄している世帯を増やしていきたいと考えています。

取組みの柱の3、持続可能な食を支える食育活動の推進、これについては食の循環、環境への配慮、食文化の更なる継承と活動及び活動支援、そして持続可能な食への理解を促進していきます。大きくは三つ、県産県消の推進、そして環境と調和のとれた持続可能な消費行動にも配慮した食育推進、こちらの（2）の項目は第3次計画の中では触れられていなかった、まさに新たな項目立てということになっております。（3）食文化の継承に繋がる食育推進、これらに関しましての指標としては、新たに環境に配慮した農林水産物や食品を選ぶ人の割合、そして食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合の増加、を指標としております。

取組み柱の4、食育推進のための体制整備としては、在宅時間を活用した食育、新しい生活様式やデジタル化など、時代のニーズに応じた食育を進めて参ります。大きくは5つ、人材育成、食育推進運動、そして食の安全安心推進計画とも連動しながら安全性の啓発、新しい生活様式やデジタル化そして、総合的、計画的な推進としております。指標として新たに設定したものが、安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する人の割合の増加をしていく。そして、デジタル技術を活用した食育活動に取り組む組織、団体の増加ということを指標としております。以上、A3資料のほうで概要をご説明させていただきました。

これより、いただきましたパブリックコメントを中心にお話をさせていただいて、計画本文の中に反映した点等、時間の関係もごございますので、パブリックコメントの考え方を中心にご説明させていただきます。次の資料を共有させていただきます。こちらのほうも少し画面を大きくて、共有させていただきたいと思っております。食育推進計画（第3次）のパブリックコメントの結果

です。11人の方から44件のご意見を頂戴しました。内容等を確認させていただき、意見を反映させていただいたものが17件、原案の合致、意見の内容がすでに盛り込まれているものが17件、今後の取り組みの参考にしていくものが8件、その他の項目として2件ございました。

まず、第1章 推進計画の基本的な考え方、基本理念、コンセプトにつきましては5件のご意見をいただいたところです。新しい課題に対応した計画であるというあたり、あるいは、ライフステージ生活場面に応じて丁寧に期さされている。時代背景も考慮されている、というふうなことで、計画の趣旨をご理解いただいたということでご意見をいただいております。新しい課題にも関係者と連携してしっかり対応していきたいと思えます。

次に第2章、食と健康と取り巻く情勢の変化については、3件のご意見をいただきました。データを興味深く見て、それを見ながらどのような活動っていったらいいのかを考えさせられるきっかけとなった。あるいは、実践の場をさらに広げていきたいというような意見。また、大腿骨の骨折が、兵庫県は高いというところにも、コメントをいただきまして、これにつきましても、高齢者取組みの柱の2のフレイル予防の中でも触れさせていただいているということで、原案の趣旨に合致ということで記載させていただきました。

次に、第4章、第4次計画の目指す姿、こちらにつきましては、4件のご意見をいただきました。特に、SDGs、持続可能な開発目標という視点におきまして、これは第4次の計画の枠組として位置付けられているということで、現在の概要であったり、書きぶりの中では、取組みの3、柱の3の、環境への配慮、この辺りの色合いが強いのではないかとというようなご意見を頂戴いたしました。まさに仰っていただいていることはその通りでございまして、やはりこれら食育推進計画、取組みの柱1～4、全てがSDGs持続可能な開発目標の達成に繋がっている、ということとなりますので、まず始めの1ページの計画の趣旨、あるいは基本理念などにおきまして、食育の推進によるSDGsへの貢献というあたりのところに明確に記載させていただきました。

次に、取組みの柱と主な施策については、計画があるけれども、それをしっかりと県民と一緒に実践する、あるいは県民の皆様が具体的にどのようにライフステージや生活場面で実践したらいいのか、そのような事例を掲示していただきたい、というご意見でした。これについても、様々な取組みをHP等で情報提供させていただきたいと考えています。こちらの方が、取組みの柱と主な施策という所でいただいたご意見です。食育についても、個々が行動変容のステージに応じた方法提示をしていただきたいということで、検討して参りたいと思えます。

次に具体的な取組みの展開というところで、第5章になります。取組みの柱の1につきましては、4件のご意見をいただきました。取組みの柱の1は、子供とその親、若い世代を中心とした健全な食生活の実践です。この中でも特に朝食の欠食に関するご意見を3件いただいております。朝食の欠食は生活リズムの悪化や学習の集中力の低下にも影響するというような視点、あるいは100%、食べる人を100%にしたいところではあるが、家庭の経済事情の関係で食べにくい家庭もあるという中で、フードバンクなどについても記載してはどうかというご意見、あるいは朝食欠食の改善に向けて、具体的な取組み提案などもいただいたところです。これら3件のご意見につきましては、本文55ページ、56ページのところに反映させていただきました。また、学校における取組みとして、コロナ禍ところもございますが、オンラインであったりとか、そのような研修をしてはどうかというご提案をいただきました。これについても、今後、検討していきたいと思えます。

次に取組みの柱の2 健康寿命の延伸と健やかな暮らしを支える食育の推進、については、ご意見を9ついただきました。まず一つ目、栄養バランスにすぐれた日本型食生活の推進として、ひょうご食の健康運動、ご飯、大豆、減塩、そして、野菜果物というあたりをキーワードとして記載しているわけでございますけれども、体の機能を調整しやすいタンパク質であるお魚もどうですか、というご意見もいただきました。ご意見の通り、魚についてはタンパク質源としては重要な栄養素であることは重々理解させていただいております。今回このキーワードというところで書かせていただきましたのは、ご飯、大豆、減塩が、食の健康運動、また、野菜摂取量の増

加、果物摂取量の増加という点は、兵庫県の健康づくり推進実施計画の中で、具体的な指標として増やしていきたいということを記しているため、この計画の中では、キーワードとしては記載をしておりません。しかしながら、本文中の中には日本型食生活の実践ということで、魚の摂取が重要であるということは、原案においても記載しておりますので、その他として区分させていただきます。

次のいただいた2つのご意見は、高齢者のフレイル対策に対するご意見です。フレイル予防という視点において、主食主菜副菜を組み合わせた食事を一日2回以上、ほぼ毎日食べる人の割合の増加、この増加で予防に繋がるのでしょうか、というご意見をいただきました。もう少し具体的に、いろいろな食品を食べるとフレイル予防に繋がりますよ、という10の食品点検表といったものを使って、7点以上の割合を増やすとかいうのはいかがでしょうかというご意見をいただいています。いただいたご意見につきましては、本文61ページにおいて、フレイル予防・改善プログラムの普及において、食品摂取多様性得点が高いほど、生活機能が低下しにくい、フレイル予防改善に向けた行動改善指標として適切であることを追記するとともに、本文中にはこの10の食品点検表も挿入させていただきます。高齢者のフレイル予防の視点から副指標としても設定しております。

次には配食サービスについても、配食を待っているだけではなくて、常に参加できるような体制もどうでしょうかというお話がありました。これにつきましても配食については、健康に留意した栄養管理のバランスのとれた、そのような配食サービスを進めていきたいという点と、常に参加できるという点においては、高齢者の通いの場など、多様な繋がりによる共食の場を推進することを、原案のほうにも記載させていただいており、こちらのほうの回答とさせていただきます。

次は、共食ですね、共食についてのご意見を3ついただいております。まず一つ目は、子ども食堂という視点で、子供食堂のスタッフに対して栄養献立作成、あるいは、衛生管理の指導助言などを追記してはどうかというご意見です。こちらの方は、取り組みの柱の1、家庭や地域における食育推進というところにおいて、子ども食堂に従事する方への記載がございます。そちらに食の安全安心と食育推進の視点から、適切な栄養管理や衛生管理が行えるよう、必要な支援や情報提供を行うということで追記させていただきます。また、コロナ禍だけれども一緒に食べるだけではなく、買い物をしたりするというのも含まれるのではないかと、ということに関しましては、本計画における共食とは、誰かと一緒に食事をするというを指してはおりますけれども、食事を作る、買い物をするというのも重要でありますということを、本部64ページに記載させていただきます。

次には、地域高齢者の通いの場の参加者数を副指標としているけれども、もう少し踏み込んで、共食のある通いの場の参加者数としてはどうか、というご意見をいただきました。こちらについても、共食のある通いの場の参加者数、あるいは会食を実施している通いの場などの実態が、どのような形で把握できるかということも含めて、今後の取り組みの参考として検討していきたいと思っております。

続きまして、6ページになります。取り組みの柱の2の中の食環境整備に関するご意見を、3ついただきました。1つ目のご意見は、年末年始、スーパーでお正月商品が数多く販売されていた。あるいは今の季節でしたら、スーパーで節分が近いですから、そういった商品がたくさん販売されている。つまり、生活の中で季節感や伝承料理が、自然に継承されるように、食事バランスとか、おうちで継続できる食生活の工夫等が身近な場所で、常日頃から自然に手に取れるような、そういった取り組みができるよう、スーパーやコンビニ、メディア等と、インターネットにおいても啓発されると良いというご意見をいただきました。これも65ページのほうで、食事バランスや継続についても、スーパーマーケットやメディアなどと連携しながら、身近な場所で、日頃から自然に手に取れるような取り組みを進めることを追記しております。

次に、環境づくりとして、食の健康協力店の登録システムについて、現状のまま継続するな

ら、システムの見直しをしてはどうかという、ご意見を頂戴しました。これについては、食環境づくり推進の視点から、平成15年度から進め、15年以上の長きにわたり店舗数を増やしているものです。システムや運用方法あるいは県民への普及啓発について検討を進めて参りたいと思います。次に、給食施設に対するご意見としていただいている中では、例えば事業所、企業等で委託給食を請負っている企業というものは、例えば隣の大阪府であったり、複数の健康福祉事務所にまたがって給食を担っている場合もあり、健康福祉事務所の給食施設への指導については、保健所だけではなく、広域的に指導してはどうかというご意見をいただきましたので、本文に反映させていただきます。

次に取組みの柱の3、持続可能な食を支える食育の推進というところになり、こちらにつきましては、ご意見を12件いただいております。地産地消あるいは魚食について5件のご意見の方いただいております、ご覧いただいている通り、原案の趣旨に合致する、あるいは意見の反映というところで記載させていただきました。特にSDGsの目標14番「海の豊かさを守ろう」に対応する食育推進計画の施策が魚食の普及となっているものは、目標4の方が良いのではないかと。目標の14番は「豊かな海の再生」のほうが良いのではないかとというご意見のほうは、反映させていただき45ページ、72ページのほうに記載しております。食と農という表現につきましては、農業や漁業という形で修正させていただきました。さらには学校給食の現場において、魚の摂取については「骨があるからなかなか食べにくい」というご意見をいただいたところですが、これについては計画に対する課題の記載について、今後、修正を含めて検討していきたいということですが、やはり県としても魚食文化の継承や魚食普及の推進については続けていきたいというところで、整理させていただきました。

食品ロスの観点からもご意見3ついただいております。食品ロスにつきましても、「手前取り」という運動がある中で、少し小売りのこと記載がありますけれども、人や社会、環境に配慮した購買行動を推進する「エシカル消費の一環」として実施しています。エシカル消費には、地産地消やフェアトレードなど消費者だけでは解決できない課題も含まれており、引き続き生産者や小売業者さんの関係にも配慮しつつ推進していきます。食品ロスについての具体的な提案についても、主旨に合致とさせていただきます。子供に食育推進が難しいことではなく、自分ごととして取り組めるような普及啓発についてもご意見を頂戴しており、反映させていただきました。

さらに郷土食、郷土料理という所でも3件ご意見をいただきました。原案の主旨に合致するものが2件、その他が1点としておりますけれども、引き続き地域食文化を支える多様な関係者と連携して取組みを進めていきたいとしております。

最後に、取組みの柱の4については、7件ご意見をいただいております。まず、人材に関すること、管理栄養士、栄養士が知識だけで無く技術も備え、そして、いろんなところで活動をしていくという部分につきましても、意見を反映、原案の主旨に合致をしています。ご飯食については引き続き取り組んでまいります。食品の安全性というところについては紙媒体に加えて、デジタル媒体も活用してはどうかというご意見が出ており、原案の主旨に合致しておりますので、そのように考え方を記載しております。

デジタル化というところに関しましては、3件のご意見をいただきました。「新しい生活様式に」というところでデジタル化ですが、やはり世代に考慮するというところで、オンラインの効果的な活用についての工夫や効果の検証についても、意見として反映させていただきました。また、これらの技術を活用できる関係の育成を進めていくというところも、重要な意見として反映しています。また、そのような世代に合わせた情報発信や宣伝の仕組みを検討するということも含めて、デジタル化については3件ご意見を反映させていただきました。本文の方は、またご覧いただきまして、今の報告をさせていただきました考え方のほうを、本文の方に記載させていただきます。すいません、長くなりましたがこれで終わらせていただきます。

【芦田会長】

はい。ありがとうございます。非常に多くのパブコメがあって、本文そのものは時間の関係で、皆様方の方で、見ていただきたいということでございます。それではただいまの説明につきまして、委員の皆様方からご質問ご意見がありましたらお願いしたいと思います。では、田中委員よろしく申し上げます。

【田中委員】

兵庫県漁連の田中です。諸岡さん、NHKのニュースでコロナ報道（にて諸岡班長を）見ました。どうもご苦労さまでした。大変忙しい中で、夜遅くにメールでですね、データをいただきましてありがとうございます。私の方からは意見ではなく、お礼を申し上げたいと思います。特に第4次計画の中でこの「豊かな海」の部分、我々漁連として一生懸命取り組んでおるところですが、これをですね、この中に意見として反映いただいたこと、そしてまた、魚食文化の継承とか、魚食普及の推進についてですが、引き続き、ご支援、ご指導いただけるということをして、非常に感謝をしており、どうもありがとうございます。以上です。

【芦田会長】

はい、ありがとうございます。感謝の言葉をいただいたということですが、他いかがでしょうか。はい。伊達委員よろしく申し上げます。

【伊達委員】

今回、先ほど説明いただいた、パブリックコメントの部分ですけれども、これの中で出てきている4ページの取組みの柱の2で10の食品点検表のうち4点以上の人の割合、こういう指標を用いたほうがいいんじゃないかというご意見がございましたが、10の食品点検表というのは、東京都健康長寿医療センターのものでしょうか。現在、県の方でもフレイル予防のために使われているものと同じですね。

【健康増進課保健・栄養指導班 諸岡班長】

はい、そうです。

【伊達委員】

これがどういうものかっていうのをもう一度調べてみますと、それからフレイル予防で、点数の高い、毎日食べる物を1として、それ以外は0というような形で10の食品の合計するものですよね。7以上は、「この調子」と書いています。で、県の方ではこれとは別に、フレイル予防のためには、上にご飯、主食を食べているかどうかという質問がありますね。県のほうでは、副菜と、主食副菜というような形で考えられていると思うんですけれども、この東京都のデータを見ると、多様性のポイントが高い食生活というのが、主食が少なくてもおかずが多いというような解釈になっているんです。そういう指標をフレイルは高齢者だけに当てはめるということで、他の世代には、この10食品の多様性の指標は使われていないということでしょうか。

【健康増進課保健・栄養指導班 諸岡班長】

はい、伊達委員ありがとうございます。10の食品点検表については、ご意見いただいたとおり東京都健康長寿医療センターのほうで開発されたものを、現在、兵庫県のフレイル予防改善プログラムの中、あるいは、兵庫県フレイルチェック表の中で活用させていただいております。これまでの複数年にわたる事業の取組みの結果、多様性のある方が、毎日の生活の満足度が高いであったりとか、あるいは、身体機能についても良好であったりというところが、検討されておりますので、今回の食育推進計画の中の具体的な行動変容の取組みとして取り入れさせていただきますし

た。これについては、高齢者のフレイル予防というところでの視点として記載させていただいております。県の計画の中では、シニア期として整理させていただいております。当然、ご飯をしっかり食べながら、主食のご飯の中にもタンパク質が一定量含まれているところも含めて、今、普及のほうは進めさせていただいております。ご意見を反映した形で記載させていただきました。以上です。

【伊達委員】

今のご説明で言えば、子供、高齢者は全体量が少なくなってくるので、主食が少なく副菜をたくさん食べようと思うと、主食が少なくなってくるという指標で、兵庫県のフレイルプログラムは、「主食も付いているものはご飯も食べましょうね」というメッセージが入っているということだと思うんですが、今後、令和4年以降にも、ご飯をしっかり食べようというような、指標も入っているので、何かちょっと不意一致というか、整合性が取れないところが出てくるんじゃないかなと、これはどうでしょうか。

【健康増進課保健・栄養指導班 諸岡班長】

この反映させていただいております文言の中には、主食についての具体的な記載が弱い部分がございますので、ご飯をしっかり食べた上で、これらの副食様々な食品をとり併せることがフレイル予防に繋がるということで、少しわかりやすく工夫して書きたいと思います。

【伊達委員】

ありがとうございます。そのときに、どうしても高齢者は食事摂取量が少なくなってきた、7点以上の人は、ご飯、主食が少ないというデータが出ているようですので、どのようにうまく書けば良いかなとちょっと心配したところです。

【健康増進課保健・栄養指導班 諸岡班長】

わかりました。また少し書いてみますので、先生方から、ご助言いただければと思います。ありがとうございます。

【芦田会長】

はい。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

【岩井委員】

岩井です。よろしくお願いたします。今回の資料を見せていただいて、子供のですね、朝食が食べれないという、先ほどのパブリックコメントがありましたけれども、そういったいわゆるこども食堂と、生活物資の配布ということで意見が出ていたわけですが、生活物資の配布というのは、最近、全国的に、各都道府県で行われている子供宅食と同じような内容と考えてよろしいか、ということと、この子供食堂等については、共食というジャンルの中で捉えられている訳でありますけれども、共食というのは、一緒に食事をしながらコミュニケーションをとって、一緒に作ったり、買い物したりっていう話もありましたけれども、そういったことをしながら食育を進めていこうということだと思うんですが、そうなると、子供宅配あたりは、ちょっとニュアンスが違うかなという気がします。その中で、今回の第4次計画の45ページのSDGsとの関連ですが、共食っていうとらえ方を、貧困を無くそうという第1番目の部分に入っているわけですが、貧困を無くそうというのは、こども食堂、あるいは宅食であるというのはわかるんですが、コミュニケーションを持って食事をしながら健康増進ということであれば、ちょっと分野が違うかなという気がいたします。これからSDGs関連については、今後詰めていかれると思うんですが、その辺が気になりました。非常に沢山のことをまとめていただいている中で細かい意見

で、申し訳ありません。ありがとうございます。

【芦田会長】

はい。確かにこの共食の上に貧困を無くそうっていうのはちょっとアンバランスかもしれませんが。私もちょっと気づかなかったんですが、県の方でもこの辺は考えていただければと思います。はい。いかがでしょうか他にございますでしょうか。この部分に関しては、これまでの3次までのような子供中心の食育から、私もちょっと意見言わせていただきまして、大人の食育さらにフレイルの関係もあるので、全世代に対する食育という形で大きく舵を切っていただいているものと思います。非常にありがたいことだと思います。私のほうで気になったことですが、柱の部分、今のそういう共食という言葉からいきましょうかね。4次計画の最後まで引きずると思わないんですけども、共食という言葉と現在のコロナ感染っていう意味から考えると、ギャップがあるように思うんですけども、これをコロナ禍の中であまり強くは言えないと思うんですけど、どうなんでしょう。県の方ご意見ありますか。

【健康増進課保健・栄養指導班 諸岡班長】

はい、ありがとうございます。誰かと一緒に食べるっていうところが、健康づくりに効果があるというのはエビデンスがあるところですが、共食ってところは会長がおっしゃられるとおり、今、コロナ禍で進めていくのは難しい点はあるかと思えます。この計画は令和4年度から5年間進めていくものでございますので、誰かと一緒に食べるっていう方法論、集まって食べるだけでなく、例えば高齢の方等でしたらデイサービスに出かけて誰かと食べるようなこと、あるいは地域の中で子供と高齢者が一緒に食べる地域食堂というようなもののような概念的なものについては、工夫をしながらこれから進めていきたいと思っております。

【芦田会長】

もちろん、ポストコロナ、ウィズコロナになってから大きく展開してもらったらいと思います。それから柱の2と3のところ、いわゆる災害に備えた食料の備蓄というのが、柱の2に確かあったと思うんですね、資料3-1の方がわかりやすいかもしれません。3-1の柱の2(5)ですかね、災害時の備えの普及啓発、一方で、柱の3のところ、いわゆるフードロス、食品ロスの話が出てきます。この備蓄食料をうまく展開していけば良いんですけども、要するに期限内に食べれば良いんですけども、なかなかそうもいなくて一般家庭でこれがフードロスになっていくことがあろうかと思うんですね。何かひと工夫要るんじゃないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

【健康増進課保健・栄養指導班 諸岡班長】

ありがとうございます。備蓄とロスということが、仰られているように繋がらないよう、本文の中には上手な備蓄の仕方として、ローリングストックの方法など、買って保管してそれを使っていくことも普及しており、決してロスに繋がらないような備蓄を…

【芦田会長】

それを皆さんがちゃんと実行してもらえれば良いんですけどね。私も先週、平成17年期限のパスタソースが出てきてグエっとしてる状態にして、いっぱい各家庭ではあろうかと思えますので、うまく展開していただければと思います。はい、ほかの委員の方々からいかがでしょうか。

【柳本委員】

全く次元が違う意見というか、要望なんですけど、今回は食の安全安心と食育の両方の審議会の場面として、私の方が食の安全安心に入っている関係で、食育の資料がなく、画面共有だけでこ

の場で見るという環境なものですから、私、老眼が出てまして、非常に残念ながら見にくいということもありますんで、今後に向けて、コロナがまだまだ続くかもしれませんので、このズーム開催の場合にこの食育のほうの部分も事前に書面でいただければ、もう少ししっかりと見れて、しかるべきご意見も言えるかなという、これは要望でございます。ちょっとコピー代がかかる話でございますが。

【芦田会長】

これは、本来は送るべきところだったんです。昨日の22時回ってからメールで添付資料で回ってきてるんですが、先ほど、田中委員からお礼の言葉をいただきましたように、担当している諸岡さんがコロナの対応で追われてて、食の安全安心のように事前に郵送も含めての配布ができなかったっていうのは私のほうも、重々把握してます。ということで、昨日中に送るというのを私も連絡を受けてたんですけど、まさか22時になると思ってなかったんですが、それぐらい過ぎてから届いておりますので、またメールの方でご確認ください。手元に書類が残る形になっておりますので、見ていただいて、またご意見ありましたら、また、ご連絡いただければと思います。擁護するような形になりましたけど、非常にこのコロナの関係で県の方も非常に苦しんでる状況なのでご理解いただければと思います。他、ご意見いかがでしょうか。

【中野委員】

よろしいですか。先ほど芦田先生言われましたように、この食育というのが、若者だけでなく全世代に及ぶ話であると、パブリックコメントにも出てましたけれど、食育というと、どうしても「若い人、子供せいぜい大学生ぐらいまでの話」というイメージですよ。行政とか専門家の方の間では、食育というと全世代なのかもしれないけれども、一般市民、一般県民の感覚として、どうも、子供対象という印象なんです。現に今回の案でも、食育シンボルマークは、はばタンと子供の絵になってる。そうすると食育って言葉を使うと、大人にとっては自分事として捉えられないのではないかな。なので、今回はいいんですけど、今後、食育に代わる、例えば食啓発とか、全世代に訴えるような、言葉が必要になってくるのではないかなと思いました。以上です。

【芦田会長】

はい。非常に貴重なご意見だと思います。県の方いかがですか、今の食育という言葉がどうしても限定がかりそうなので、ちょっと言葉を変えてはどうかというご意見なんですけども。ごもっともなような感じもしますけど。

【健康増進課保健・栄養指導班 諸岡班長】

貴重なご意見ありがとうございました。また今後検討させていただければと思います。

【芦田会長】

大人の食育とかいう形にするかですね、さっきちょっと言いましたけれども。はい。佐々木委員どうぞ。

【佐々木委員】

いつもお世話になります。公募委員の佐々木です。安心安全の方もちょっと絡んでくるんですけども、食育のパブコメのページ7の辺りの取組み3の地産地消を含めて食育していくっていう話なんですけど、国の出している、みどりの食料システム（戦略）のこととかも考えていくと、今後、今の子供たちが大人になったときに、有機農業とかその農薬がどうのこうのっていう意識を、子供たちに先にきちっと教えていかないと、就農にも繋がっていかないのかなって思ってたんです。食育の中にも、あくまでもその農業の農薬っていうところも、反映させた食育がある

と良いのかなあと思いました。

あともう一つ、パブコメの10ページの最後から11ページの頭に立てかけての取組み柱4の部分なんですけど、食育に対して管理栄養士とか栄養士を育てていくっていう部分があったと思うんです。私もそうなんですけど、栄養士、管理栄養士をとって、仕事に就いてない方も沢山いると思うんです。新しい人たちを育てるのはもちろん大事なんですけれど、随分前に学んで、それを活用していない方も沢山おいでだと思うんで、そういう方達が、子供食堂とか、そういうところでの指導なり、活躍できる場というのがあれば、もっと「容易」にっていう言葉が正しいかわからないんですけど、より早く、皆さんに食育が伝わって、栄養面とかのフォローができていくんじゃないかなと思いました。以上です。

【芦田会長】

はい。ありがとうございます。ちょっと時間が押してますので、続けたいと思うんですが、農薬に関しては、農薬なしで物がつくれるかという点ではいろいろと問題があると思うんです。むしろ、なくなると植物側が、我々にとって、より好ましくないものを作ったりするので、今後検討していつてもらいたいと思います。ちょっと時間きてますけど最後、榊委員、最後、お願いします。

【榊委員】

先ほど伊達先生が、フレイルのチェック表のことで少し不安なお声があったものですから、今、栄養士会では令和3年から県のフレイルの事業で、フレイルチェック表、10点検表をつくらせて、対応させていただいております。それは研修会で活用させていただいて「食のバランスがしっかりとれるようになりました」というお声は、地域の方からお聞きしてますので、これについては、今年度も継続して参りたいと思います。1点、追加なんですけど、今佐々木委員がおっしゃった件ですが、栄養士会のほうでは、フリーランス地域活動っていうのがあって、その方たちに栄養ケアステーションに登録させていただいて、しっかりと研修を受けていただける機会も作っておりますので、そういったところに参加いただければ、スピードアップできるんじゃないかなと思います。すいません。ありがとうございます。

【芦田会長】

ありがとうございます。まだまだご意見もあろうかと思うんですけど、ちょっと時間になりましたので、皆様方、本当に貴重なご意見ありがとうございました。安全安心、食育両方に沢山の御意見をお寄せいただきました。それで各委員からの御意見を反映させて、場合によっては書面のほうを修正する必要が出てくると思います。修正に関しましては、一応私の方に一任いただけるという形でよろしゅうございますでしょうか。ただ、手に負えない場合がありますたら、安全安心と食育の方の各委員長のお二方にもちょっとお手を煩わすこともあろうかと思っておりますので、その際はご協力をお願いいたします。それではこの審議会を持って、4次推進計画の協議は終了したいと思いますけど、これから実際始まるわけですから、何かありましたら、ご意見をお寄せください。各委員におかれましては長い間、長時間にわたってこの4次推進計画の説明、並びにそれを聞いていただいて審議にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。次に、残ってますその3のほうですけども、事務局の方、何か3に関してございますでしょうか。

【福永食品安全官】

皆さん、資料4を見ていただけますでしょうか。この第4次計画を策定するにあたってのスケジュール表になっております。本日のご意見を踏まえまして、今後の予定につきましては、下段のほうにございます通り、日程調整させていただいた上で、今月中旬をめどに知事への両推進計画の答申をしていただいた後、来月、3月上旬には庁内の手続きを経て計画を策定、また、記

者発表で公表していきたいと考えております。さらに、パブリックコメントの結果も、この発表時に公表させていただく予定としております。

最後に、3月下旬には、この本文の冊子が出来上がる予定となっておりますので、委員の皆様方には、後日、送付いたしますので、またご一読、またお目通しいただきますように、よろしくお願いいたします。

【芦田会長】

はい、ありがとうございます。ということで短い期間に色んなことが行われると思いますので、お手元に資料が届きましたら、拝読いただければと思います。本日予定されておりました議事は以上です。それでは事務局の方に進行をお返しします。よろしくお願い致します。

【源田生活衛生課長】

会長、委員の皆様ありがとうございます。それでは健康福祉部健康局味木局長より閉会のごあいさつを申し上げます。局長よろしくお願い致します。

【健康福祉部健康局 味木局長】

はい。健康局長の味木でございます。芦田会長、三宅部会長、伊達部会長はじめ審議会の委員の皆様には、大変お忙しい中、また長期間にわたりまして、第3次計画の取組み状況及び第4次計画の策定におきまして、熱心にご議論いただき、また、様々な貴重なご意見賜りましたことを心から感謝申し上げます。

今回の両計画につきましては、SDGsの貢献を共通の課題といたしまして、安全安心の方は、今日ご意見もありました、この取組みをしっかりと進めていく、取り組んでいることが前提であるという、この安全をしっかりと進める、HACCPの推進、人材の育成、リスコミ等しっかりと進めて参りたいと思います。

また、食育の方はコロナで食環境が大きく変わったことも踏まえ、また少子化の加速化、フレイルが進んでいること等への対応も含めながら、ただやっぱり今回のコロナでデジタル化など進んだことでもありますので、それらの課題を踏まえつつ、しっかりと皆様にご意見いただきました第4次期計画を、また皆様のお力をいただきながらの県民とともにしっかりと進めて参りたいと思います。

また、資料につきまして、直前の送付になりましたことを誠に申し訳ございませんでしたが、是非ともまたご確認いただきまして、頂戴いたしましたご意見は、芦田会長とも相談しながらしっかりと取り入れていきたいと思っておりますので引き続きよろしくお願い致します。皆様のご協力に心から感謝申し上げますとともに、今後とも、食の安全安心と食育の推進に向けまして、全世代の大人の食育を含めた全世代への食育の推進に向けまして、ご協力いただきますことをお願いいたしまして閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【源田生活衛生課長】

それではこれもちまして本日の審議会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。